



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第 1 1 7 号 令和元年 1 1 月 1 1 日発行

## 目 次

は県例規集登載

### 【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 8 8	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
4 8 9	指定介護予防サービス事業の廃止について届出があった件	同
4 9 0	土砂災害警戒区域を指定する件	砂防防災課
4 9 1	土砂災害警戒区域の指定を解除する件	同
4 9 2	土砂災害特別警戒区域を指定する件	同
4 9 3	土砂災害特別警戒区域の指定を解除する件	同

### 【人事委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	

徳島県告示第四百八十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和元年十一月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
株式会社J&Kエ ンタープライズ	徳島市中央通四丁目一三 二	徳島そらいる訪問介 護事業所	徳島市蔵本町二丁目一 ダイバーシティビル四階四 四号	訪問介護	令和元年九月 二十日	令和元年九月 三十日
新野タクシー有 限会社	阿南市新野町花坂四八番地	菜の花介護サービス	阿南市新野町花坂四八番地	同	同 八月 三十日	同 八月 三十日
徳島健康生活協 同組合	徳島市下助任町四丁目九番 地	とくしま健生デイサ ービスセンター	徳島市吉野本町六丁目三〇 四	通所介護	同 二十三日	同 九月 三十日
株式会社徳島共和 薬品	同 丈六町西高木六四	トマト調剤薬局宝田 店	阿南市宝田町川原六 四	居宅療養管理 指導	同 十月 七日	同

徳島県告示第四百八十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和元年十一月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者	名 称	株式会社徳島共和 薬品
指定介護予防サービス事業を行う事業所	名 称	トマト調剤薬局宝田 店
サービスの種類	所在地	阿南市宝田町川原六 四
廃止の届出の受理日	種 類	介護予防居 宅療養管理 指導
廃 止 年月日	の 受 理 日	令和元年十月 七日
令和元年九月 三十日	令和元年十月 七日	介護予防居 宅療養管理 指導

徳島県告示第四百九十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和元年十一月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

阿南市	区域が所在する市町村	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
	大谷谷	大谷谷	土石流	次の図のとおり
	谷一号谷	谷一号谷	同	
	谷二号谷	谷二号谷	同	
	大地谷	大地谷	同	
	大地三号谷	大地三号谷	同	
	切石川	切石川	同	
	蛭地谷	蛭地谷	同	
	西谷谷	西谷谷	同	
	岡鼻谷	岡鼻谷	同	
	山路谷	山路谷	同	
	光源寺一号谷	光源寺一号谷	同	
	光源寺二号谷	光源寺二号谷	同	
	車ノ口二号谷	車ノ口二号谷	同	
	蛭地	蛭地	急傾斜地の崩壊	
	蛭地(2)	蛭地(2)	同	
	中富(1)	中富(1)	同	
	中富(2)	中富(2)	同	
	西谷	西谷	同	
	浦の内	浦の内	同	
	岡元	岡元	同	
	岡元(2)	岡元(2)	同	
	大谷	大谷	同	
	光源寺(1)	光源寺(1)	同	
	光源寺(2)	光源寺(2)	同	
	光源寺(3)	光源寺(3)	同	
	車ノ口	車ノ口	同	
	桑野大地	桑野大地	同	
	桑野大地(2)	桑野大地(2)	同	
	切石	切石	同	
	宮ノ森(1)	宮ノ森(1)	同	
	宮ノ森(2)	宮ノ森(2)	同	
	池ノ内(1)	池ノ内(1)	同	
	池ノ内(2)	池ノ内(2)	同	







国政 (13)	国政 (12)	国政 (11)	国政 (10)	国政 (9)	国政 (8)	国政 (7)	国政 (6)	国政 (5)	国政 (4)	国政 (3)	国政 (2)	国政 (1)	陰 (1)	信正	桑才 (2)	桑才 (1)	寺野 (11)	寺野 (9)	寺野 (8)	寺野 (7)	寺野 (4)	寺野 (3)	寺野 (1)	南 (2)	南 (1)	北浦 (4)	北浦 (3)	北浦 (2)	北浦 (1)	若山 (8)	若山 (7)	若山 (6)	若山 (5)	若山 (4)	若山 (3)	若山 (2)	若山 (1)	堂ヶ谷左支	堂ヶ谷		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	急傾斜地の崩壊	同	同









（ ）「次の図」は、省略し、その図面を徳島県県土整備部砂防防災課並びに関係する徳島

つるぎ町		
東久保(8)	同	同
東久保(6)	同	同
下竹 <sup>20</sup>	急傾斜地の崩壊	
一宇枝	同	
坂瀬	同	
小祖谷	同	
下名	同	
納屋	同	
上名影	同	
津屋下	同	
西宇	同	
山城平野	同	
山貝	同	
千足	同	
石の内	同	
下尾後	同	
上尾後	同	
イタノ	同	
檜尾	同	
赤野	同	
殿野	同	
末貞	同	
引地	地すべり	
東山	同	
土日浦(3)	同	
徳善東(2)	同	
徳善東(6)	同	
徳善東(4)	同	
徳善東(3)	同	
徳善東(1)	同	
徳善西(3)	同	
徳善西(2)	同	
徳善西(1)	同	
込地区	同	
徳善北	同	
東西岡(8)	同	
東西岡(7)	同	
東西岡(6)	同	
東西岡(5)	同	

県南部総合県民局及び徳島県西部総合県民局の各庁舎に備え置いて縦覧に供する。

（

徳島県告示第四百九十一号

次の土砂災害警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により公示する。

令和元年十一月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

区域が所在する市町村	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
美馬市	津山谷	土石流	次の図のとおり
	小星1号谷	同	
	小星2号谷	同	
	大川持谷	同	
三好市	大川持谷左支	同	

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県県土整備部砂防防災課及び関係する徳島県西部総合県民局の各庁舎に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第四百九十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年十一月十一日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

区域が所在する市町村	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
阿南市	大谷谷	土石流	次の図のとおり
	谷一号谷	同	
	谷二号谷	同	
	大地谷	同	
	大地三号谷	同	
	切石川	同	
	蛭地谷	同	
	西谷谷	同	
	岡鼻谷	同	
	山路谷	同	
	光源寺一号谷	同	
	光源寺二号谷	同	
	蛭地	急傾斜地の崩壊	
	蛭地(2)	同	
	中富(1)	同	
	中富(2)	同	
	西谷	同	
	浦の内	同	
	岡元	同	
	岡元(2)	同	
	大谷	同	
	光源寺(1)	同	
	光源寺(2)	同	
	光源寺(3)	同	
	車ノ口	同	
	桑野大地	同	
	桑野大地(2)	同	
	切石	同	
	宮ノ森(1)	同	
	宮ノ森(2)	同	

		美馬市	
井口 (1)	同	津山谷	土石流
奈良坂 (8)	同	三島1号谷	
奈良坂 (5)	同	三島2号谷	
奈良坂 (2)	急傾斜地の崩壊	楠谷川	
柴床小谷	同	小屋谷	
上ノ原2号谷	同	猪ノ谷	
西赤谷下谷	同	赤子谷	
柴床谷	同	池の谷	
裏の谷	同	山彦谷	
新町谷	同	吉竹谷	
宇多谷	同	上菅江谷	
上菅江谷	同	上菅江谷	
吉竹谷	同	吉竹谷	
山彦谷	同	山彦谷	
池の谷	同	池の谷	
赤子谷	同	赤子谷	
猪ノ谷	同	猪ノ谷	
小屋谷	同	小屋谷	
楠谷川	同	楠谷川	
三島2号谷	同	三島2号谷	
三島1号谷	同	三島1号谷	
津山谷	同	津山谷	
井ノ原	同	井ノ原	
西谷 (2)	同	西谷 (2)	
西谷 (1)	同	西谷 (1)	
山田	同	山田	
寺町ヶ坪 (1)	同	寺町ヶ坪 (1)	
長崎	同	長崎	
中ヶ谷 (1)	同	中ヶ谷 (1)	
花井 (2)	同	花井 (2)	
桑野谷 (2)	同	桑野谷 (2)	
桑野谷 (1)	同	桑野谷 (1)	
岡ノ鼻 (2)	同	岡ノ鼻 (2)	
岡ノ鼻 (1)	同	岡ノ鼻 (1)	
尾花 (2)	同	尾花 (2)	
尾花 (1)	同	尾花 (1)	
池ノ内 (4)	同	池ノ内 (4)	
池ノ内 (3)	同	池ノ内 (3)	
池ノ内 (2)	同	池ノ内 (2)	
池ノ内 (1)	同	池ノ内 (1)	















（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県県土整備部砂防防災課並びに係する徳島県南部総合県民局及び徳島県西部総合県民局の各庁舎に備え置いて縦覧に供する。）

つるぎ町	東久保(8)	同
	東久保(6)	同
	下竹(20)	同
	東山	同
	土日浦(3)	同
	徳善東(2)	同
	徳善東(6)	同
	徳善東(4)	同
	徳善東(3)	同
	徳善東(1)	同

徳島県告示第四百九十三号

次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

令和元年十一月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

区域が所在する市町村	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
美馬市	津山谷	土石流	次の図のとおり
三好市	大川持谷	同	
	大川持谷左支	同	

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県県土整備部砂防防災課及び関係する徳島県西部総合県民局の各庁舎に備え置いて縦覧に供する。）

。 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十一月十一日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（規則四 一二）の一部を次のように改正する。

別表第一中「一般社団法人2025年日本国際博覧会協会」を削り、「公益社団法人徳

島森林づくり推進機構」を

「公益社団法人徳島森林づくり推進機構

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。